

象牙の 違法取引は 誰にも知られぬように



日本によるワシントン条約不遵守の20年

目次

- 3 要約
- 3 日本によるCITESにおける公約違反の歴史
- 5 日本による最大の不遵守:全形牙の登録制度
- 6 違法取引を助長する象牙管理制度の不正利用・濫用
- 7 行先は中国:日本からの象牙の密輸出
- 7 自然環境研究センターによる象牙違法取引の共謀
- 8 ヤフオク!:世界最大の象牙オンライン小売業者
- 10 結論および提言
- 11 引用文献



EIAは、秘密調査を導入して世界中の環境犯罪を暴く、非営利組織のパイオニアとして25年以上の実績を積んできた。秘密情報報告書、証拠書類、キャンペーンに関する専門知識、そして国際的なアドボカシー活動ネットワークによって、EIAは市場の需要、政府の政策および野生生物と環境関連製品に関する国際取引における法執行の変化を促進することによって、広範にわたる環境保護を達成することを可能にしてきた。

囲み記事および図画

- 3 TRAFFICは、自身の専門家による結論を変更し、日本の管理制度を賛美した
- 4 表1:日本による不遵守の要約
- 5 図A:日本で2000-2015年の間に登録された全形牙
- 6 ボックス1:国際取引禁止前と後における日本への象牙密輸入
- 6 明らかとなった日本の象牙取引管理制度の抜け穴
- 8 図B:ヤフオク!で、2012-2015年の間に落札された全形牙の本数
- 9 図C:ヤフオク!における「本象牙」の落札件数
- 9 ボックス2:違法象牙の買入れにより有罪となったタカイチ(象牙製造)

Environmental Investigation Agency, Inc.は、Briar Patch Fund, Overbrook Foundation, そして Shared Earth Foundation のご支援に心より感謝申し上げますとともに、トラ・ゾウ保護基金には、技術的助言をいただいたことにお礼を申し上げます。

© Environmental Investigation Agency, Inc. (US) 2016.

Environmental Investigation Agency, Inc. の書面による許可なしに、この報告書の全部または一部のいかなる形態、いかなる方法による複製も禁止します。この報告書は、EIAへの資金提供者の意見を必ずしも反映するものではなく、その内容にはEIAのみが全面的に責任を負うものです。

Cover: EIA 2015

Inside Cover & Back Cover:
PHOTO CREDIT: DIANA HUBBELL



要約

日本で販売されている全形牙. EIA 2015.

- ・アフリカの生息国が年間およそ3万頭の割合でアフリカゾウを失う中で、国際社会は生息国と共に密猟と戦い、生息国を支援している。ごく最近の包括的な空中撮影調査によって、アフリカゾウのうちサバンナゾウは2007-2014年の間に30%の個体数を失ったことが確認された¹。これは、CITES (ワシントン条約) によって世界に残されたゾウを保護するために行われてきた措置の成功を左右する事態である。
- ・日本は、象牙の国内取引の効果的管理というCITESにおける公約を長きにわたって遵守しないことにより、国際的な努力を危機にさらしてきた。これは、アフリカゾウの生息国の横面を張るようなものであり、また、日本が、違法象牙をロンダリングしての国内市場への混入や密輸出を防止するための厳格な管理を整えているという理解のもと、南部アフリカ諸国からの2度にわたる象牙の輸入を許したCITESの締約国を公然と侮辱するものである。
- ・日本は、その制度上、以下の事項についてCITES上の義務を遵守せずにきた。
 - » 登録申請された全形が保持されている象牙 (以下「全形牙」という) の出所および取得経緯が、法律の定める登録要件に合致するかどうかを検証できていないこと
 - » 全形牙のマーキングを要求せず、また、重さ1kg以上かつ長さ20cm以上の分割牙の登録およびマーキングを要求しない結果、未加工象牙 (全形牙および分割牙) および象牙製品を管理できていないこと
 - » 明らかに効果のある象牙製品の管理の仕組みを整えていないこと
 - » 象牙のインターネット取引を適切に規制していないこと
 - » 中国およびタイに対する違法な輸出を防止できていないこと
- ・EIAによる過去18か月以上におよぶ調査によって、日本の象牙管理制度は、もっとも基礎的なレベルにおいてさえ意味のある管理がなされていないという程に弱体な法令のた

め、抜け穴にさいなまれる、骨抜ききの制度であることが明らかにされた。

残されたアフリカゾウを救う努力を骨抜きにする、この非持続可能な状態を逆転させるため、EIAは、日本に対して第69回常設委員会までにその国内象牙市場を閉鎖することを求め、また日本を「一次懸念国」に指定し、緊急に国別象牙行動計画 (NIAP) を策定させる旨の決定を行うことを求める²。

第17回締約国会議 (CoP17) においては、ケニア、ガボン、アンゴラ、ブルキナファソ、中央アフリカ共和国、チャド、コートジボワール、エチオピア、ニジェールおよびセネガルがアフリカゾウの保全を確実にすべくCITESの枠組みの中で予防原則を改めて確立するための以下の諸提案を行っているが、EIAはこれを支持する。

- ・CoP17 Doc. 57.2 「国内象牙市場の閉鎖」
- ・CoP17 Doc. 57.3 「象牙在庫：決議Conf.10.10 (Res. Conf. CoP16) 『ゾウの個体等の取引』改正の提案」
- ・CoP17 Doc. 84.2 「象牙取引手続のための意思決定の仕組み」

日本によるCITESにおける公約違反の歴史

日本は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES, ワシントン条約) を1980年11月に批准した。しかし、条約による国際商業取引禁止が発効した1990年まで象牙輸入を継続した。日本は、1981年から1989年の取引禁止までに輸入した2,154トンの未加工象牙を含むゾウおよそ25万頭分の、世界のどの国よりも多い量の象牙を輸入した³。この象牙のほとんどはアフリカの密猟ホットスポットで殺され、取引中継国でロンダリングされたものであった⁴。

1989年のCITESにおける象牙の国際取引禁止がすべてのアフリカゾウ個体群のために発効するや、日本はその解禁を求める行動に出る。CITES第8回および第9回締約国会議で、象牙輸入の承認を得ようとする2度の目論見

は失敗に終わった。しかし、1997年にはついに、CITES締約国は象牙取引禁止の一部解禁を承認し、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエに在庫された約50トンの未加工象牙の販売を許した⁵。象牙は日本の象牙業者にせり売りされ、1999年に輸入された⁶。

TRAFFICは、自身の専門家による結論を変更し、日本の管理制度を賛美した

2016年2月、EIAはジュディス・ミルズ氏をインタビューした。彼女は日本が最初の象牙1回限定販売を求めていた時期に、トラフィック イーストアジア ジャパンの地域部長の地位にあった。ミルズ氏は、1997年にジンバブエで開催されたCITESの会議に至るまでの間に、彼女のスタッフは、日本が象牙を輸入する体制を整えており、違法象牙がロンダリングされることを防止する仕組みを持ち合わせているかどうかを確認するため、日本の国内象牙取引を分析する任を負っていた、と説明する。彼女の東京のスタッフは、日本の制度を慎重に吟味し、日本は象牙を受け取る体制が整っていないと結論した。つまり、そこには抜け穴があり、制度上、違法象牙がロンダリングされるのを許すことになるかとされていた⁷。しかし、報告書の編集段階で、アフリカの上級スタッフからの主張を容れ、日本は輸入の体制が整っている、と結論づけるよう変更が行われた。トラフィックと世界自然保護基金 (WWF) はこの報告書を根拠にして、日本の象牙輸入を支持した。

2008年、CITESの締約国は、第2回目となる南部アフリカの象牙在庫販売により、日本および中国に対して計102トンを超えて合法的に輸入することを許可した⁸。アフリカでのゾウの密猟は、この2回目の1回限定販売後は特に、急速に増加し始めた。最近の学術的研究では、2008年の象牙の1回限定販売に続く中国および日本による象牙の合法取引が、違法象牙の供給（この研究論文によれば違法象牙の供給は66%増加した）および象牙に対する需要に、直接的な影響を与えたことが確認されている⁹。

CITESで公認された2度の象牙販売は、密猟の激化を防止するために、違法象牙が日本および中国の国内市場に達することのないよう、それらの国で厳格な象牙の国内取引管理が採用され、実行されることを前提としていた。この国内取引管理のあり方は、CITES決議Conf. 10.10:ゾウの個体等の取引（およびCoP16時改正に至る一連の改正版）に具体化されている。この決議は、様々なセーフガードの一つとして、「未加工象牙に対する強制的な取引管理」および「象牙製品に対する包括的かつ明らかに実効性のある、在庫の棚卸、報告および法執行の仕組み」を求めている¹⁰。

決議10.10に示された条件に加え、2度の1回限定販売とも、「CITES取引相手国」つまり、CITESのもとで管理されたオークションにおいて、合法化された象牙を買い取る適格性が公認された地位の付与を前提としている。CITESで承認

されたチームが、それぞれの在庫象牙販売前に政府職員から聴き取りを行い、象牙の違法取引を防止するに十分な管理制度および法令を検証するために日本を訪れた¹¹。これら検証団が派遣されるたびに派手な欠陥が明るみに出たにもかかわらず、CITES事務局は、わずかな改善を求めるのみで、日本の象牙管理制度を支持した。

残念なことに、日本はCITESに対する約束を守ってこなかった。そして、ジンバブエのハラレで開催された締約国会議で決議10.10が採択されて以来、それを一貫して遵守してこなかった。トラフィックは、1997年から2016年にかけてのいくつかの報告書で、日本の管理の問題点を継続的に報告してきた^{12,13,14,15,16,17}。

トラフィックが指摘した象牙管理の失敗

- 不完全な象牙の登録。自家用に占有された象牙の管理の欠如。政府に適切に届出を行わずに象牙取引を伴う事業が営まれていること（1997, 2002, 2006, 2010, 2016年に報告）
- 未加工象牙（材料象牙）から完成製品まで完全な追跡ができないこと（1997, 2002, 2010年に報告）
- 分割象牙の管理の欠如または不十分（2002, 2016年に報告）
- 届出事業者の表示が不完全である（法律上義務化されていない）こと（2010, 2015, 2016報告）

- インターネット取引を行う象牙取引業者の届出が不完全であること（2010, 2015, 2016年に報告）
- 象牙取引に関するデータベースの欠陥（2002, 2006年に報告）
- 任意の製品認定制度に問題があること（1997, 2006, 2010, 2016年に報告）
- 象牙産業に対する不適切な周知活動（2002, 2006, 2015年に報告）
- 一般人に対する不適切な普及啓発（2002, 2010, 2015, 2016年に報告）

EIAによる一連の調査はまた、重大かつ長きにわたる、日本の象牙関連の法令の抜け穴を利用した違法行為が広範囲にはびこっていること、および日本の象牙管理に効果のないことを暴露出した。その概要は表1のとおりである。

日本による最大の不遵守: 全形牙の登録制度

CITES常設委員会に提出された、日本に関する象牙検証ミッション報告書（2006年）において、CITES事務局は、日本の法律上、「象牙が登録される際、合法的な出所および取得の証拠が提出されなければならないことになっている」¹⁹と確認していた。しかし、実際のところ、そのような証拠は求められていない。

ガボンのマルミミソウ。
PHOTO CREDIT: CAROLINE POTT.



表1: 日本による不遵守の要約

CITES上の遵守事項

象牙の登録時に合法的な出所と取得経緯に関する証拠が提供されなければならない（2006 CITES Secretariat document SC54 Doc. 26.1 (Rev.1) to Standing Committee）¹⁸。

未加工象牙および象牙製品の国内取引を規制し、未加工象牙に対しては強制的な取引規制を行い、政府在庫象牙および可能な場合には、領土内に存在する個人所有在庫のうち重要性のあるものについて、継続的な棚卸を行うこと（決議10.10）

管理当局および他の適切な政府機関が、特に以下の方法によって、象牙の国内移動を監視できるようにするための記録および検査手続を導入すること（決議10.10）

あらゆる寸法の全形牙および長さ20CM以上かつ重さ1KG以上の分割牙については、打ち抜き型、消えないインク、その他の恒久的な方式によるマーキングを行うこと（決議10.10）

日本が遵守していない点

合法的出所と取得経緯に関する証拠は要求されていない。それに代わり、家族、友人、果ては「藁人形」による偽装の一筆が登録機関に受理されている。

登録制度は、違法象牙を識別することができず、したがってそれらが国内象牙市場に合法化され、入り込むことを防止できない。

自家用（非取引用）に占有される象牙については登録義務がない。したがって、自らが占有するすべての象牙は販売目的でないと主張する象牙取引業者には、登録を強いることはできない。

日本の種の保存法上、全形牙はマーキングが義務付けられていない。重さ1kg以上かつ長さ20cm以上のカット・ピースはマーキング不要であるばかりでなく、そもそも登録すら求められていない。

種の保存法は、登録申請された象牙を現物検査することを禁じており、ただ写真の提供を求めることにとどめている。

種の保存法は、寸法を問わず、分割牙の登録も、マーキングも求めておらず、マーキングがなされることは一切ない。

EIAの調査員は、違法象牙のロンダリングを防止する「ファイアウォール」となることを意図した日本の全形牙登録制度が、CITESが違法象牙の日本市場への侵入を防止するために求めた事項に、決定的に適合していないことを明らかにした。

日本の象牙取引規制は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)で定められている²⁰。登録手続は、環境省によって監督されているが、登録事務の実施は、非政府組織である「一般財団法人自然環境研究センター」(JWRC) (以下「自然環境研究センター」という)²¹に行わせるものとされている。

種の保存法によれば、国内で全形牙を所有する者は、取引に先立ってその登録を受けなければならない²²。しかし、象牙取引業者が、象牙は第三者に譲渡す目的で所有しているのではないと主張する場合にまで登録する義務はない。登録がされると、自然環境研究センターは申請者に登録票を交付する。登録後は、象牙所有者が牙を切断するなど、もはや全形が保持されている象牙を占有しないこととなった場合は、登録票を30日以内に返納しなければならない。²³

CITESが認めたオークションで入手された象牙は、日本に到着してただちに登録されているので、現在合法的に登録できる象牙は、唯一、条約適用前(1989年以前)取得によるものだけである。この点、1980年11月(日本がCITESを批准した年)から1990年(国際取引禁止発効の年)までの間に輸入された象牙のほとんどは、その出所であるアフリカでは違法とされている密猟によって得られたものだったという事実を留意することは重要である(ボックス1)。このように、現在の象牙登録制度の本質は、日本に密輸入された莫大な量の象牙に対して「特赦を与える」道具である。付け加えれば、抜け穴にさいなまれる種の保存法のもとでは、どの年代のものであろうと、どの出所のものであろうと、象牙が国内合法市場に入り込むことは非常に容易なのである。

2006年に実施されたCITES事務局の検証報告に反し、種の保存法は、「登録申請される」未加工象牙の出所と取得に関し、意味のある合法性証明を要求していない。つまり、現行の登録手続の下では、政府機関による公的な合法性証明書類は求められていない。自然環境研究センターは、一般的に、(1)象牙を日本国内で取得し、または日本に輸入した者によって記載された書類、および(2)第三者の陳述内容を記載した書類を含む、合法的取得を裏付けるその他の書類の提出をもって、登録申請を受理している^{24, 25}。この事実は、合法性証明の基本的な根拠が当該象牙の登録がなされることで利益を受ける者の述べることに依存していることを意味している。自然環境研究センターは、登録要件への該当性を確認するため、追加書類を要求することもできる(種の保存法施行規則第11条第2項)。しかし、象牙の輸入に関して税関が作成した書類、象牙の取得に関する納品書、政府機関指定の様式による譲渡に関する書類等が求められることはない。ほとんどの場合、親族や知り合いの作成した書類があれば登録申請書類としては十分とされる。

このような仕組みは、濫用されやすく、また詳細に分析されるとおり、象牙業者による不正・違法な行為が、至るところで当たり前のように蔓延している。象牙業者は、「藁人形」を使って、合法的な出所も、合法的な取得経緯もたない象牙の不正な登録を受けている。日本政府は、このよう

図A: 日本で2000-2015年の間に登録された全形牙



注: この数字には 2008年に実施された1回限定販売象牙3,365本は含まれていない。

な法律の弱点を2001年以来認識していた。この年、自然環境研究センターは、環境省に対して、虚偽の内容の譲渡しに関する譲渡人作成書類や所有権に関する所有者作成書類が作成され、登録のための証拠書類として提出されていることを通知した。さらに自然環境研究センターは、環境省に対して、公的機関の発行した書類が申請書に含まれていない場合は登録申請を受理しないこととしてよいか否か、また、そのような場合(公的機関の発行した書類がない場合)、さらに申請者に対して取得経緯に関する説明を求め、特段の疑問がない場合、「必要な書類の作成」²⁶を求めることとしてよいか否かを照会した。環境省は、自然環境研究センターの提案を承認し、公的機関が発行した書類は必ずしも必要ではないことを認めた。このようにして、重大な濫用行為に対する初期の警告があったにもかかわらず、環境省は、象牙登録における証拠要求の厳格化を見送った。この決定とそれにしたがって登録事務が行われる実態は、CITES事務局検証団が2006年に常設委員会への報告書の中で、象牙の登録時に「合法的な出所と取得経緯に関する証拠」が提供されなければならないことになっている、と結論した時点においても、何ら変わっていなかったのである。

違法象牙が国内市場でロンダリングされるための道が既に敷かれていたことを別としても、種の保存法による登録要件証明に関する要求は合法性を証明するには不十分である。自然環境研究センターによって受理されている類の宣言は、信ぴょう性のある証拠とはならない。自分自身のための物質的恩恵を受けるために作成された宣言は、偏った内容になりやすく、さらに容易に濫用

されるものであるから、その性質上信用するに足りないというべきである。さらに、これらの宣言には、偏頗のない、かつ象牙登録に利害関係のない個人による真実性の補強も要求されていない。

興味深いことに、1997年のCITESアフリカゾウ専門家パネルによる検証報告書は、種の保存法が施行され、既存在庫が一時にまとめて登録された1995~1996年、公的書類または暫約書が要求されたことを確認している。²⁷その時点では、おそらくほとんどの既存在庫がマーキングされていなかったため、象牙所有者による暫約書が大多数の象牙(およそ75%)の登録のために用いられたようである。このように、日本政府による象牙の合法性を証明するための証拠の最低限は、当初から衝撃的なほど低いレベルにあった。

種の保存法上、全形牙の登録を得るための合法的取得の証拠として受理できると環境省が解釈する書類は、到底、合法性証明と呼ぶに値しないものであり続けている。CITES事務局の検証ミッションが2005年に日本の象牙国内取引に対する規制について検証した際、この証拠要求の緩やかさを理解していたかどうかは明らかでない。しかし、法律を運用する自然環境研究センターと環境省自身についてはもちろん、日本に巣くう多数の悪徳象牙業者もまた、法律の欠点をよく承知しているのである。

このような実態である結果、日本では合法性が怪しい数千の全形牙が登録され、事実上合法化された。2011年から2015年までの間に、7,769本の象牙が「条約適用前に取得された在庫象牙」として、ほとんどまたは全く合法性に関する証拠なしに登録された(図A)。

CITES専門家パネル: 1996

登録申請者によって作成される。1986年実施のCITES上のルールに従って取引されている象牙は、すべて個々にマーキングされることになっているという事実にもかかわらず、4分の3の象牙については(登録要件を確認するための)適切な書類が見当たらず、登録票は暫約書の提出によって交付されていた。取引業者は彼らの全ての象牙を一斉に登録するよう要請されている。輸入業者、卸売業者の業界団体のメンバーの(暫約書による)登録申請については、(違反があった場合)理事長がそのそれらの者に交付を受けた登録票を、責任をもって返納させるという条件が付けられている。

ボックス1:国際取引禁止の前と後における日本への象牙密輸入

1970年以来、日本はアフリカゾウ25万頭分以上の象牙を輸入したが、その多くは野生ゾウの密猟によって違法に取得されたものであった²⁸。

日本は、1970年から1988年までの間に²⁹、日本が1980年11月にCITESを批准して以降の2,154トンを含む5,000トンの象牙を輸入した。1980年代に輸入された象牙のほとんどは「集中的に密猟された個体群の成熟オスまたは成熟メス由来のものであった。そして、それら重要な年齢層は1989年までにいくつかの地域から消し去られてしまった。」³⁰ いくつかの報告によれば、日本に輸入された象牙の大きさは、他国が輸入したものの2倍から3倍だったとされている³¹。1989年のCITESにおける取引禁止以前の10年間における日本の膨大な違法象牙の輸入量は、コンゴ共和国:614トン、中央アフリカ共和国:521トン、コンゴ民主共和国(旧ザイル):437トン、スーダン:367トン、タンザニア:117.9トン、ウガンダ:167トンおよび南アフリカ共和国:122トンにのぼった³²。

1989年の取引禁止後も、違法象牙は相変わらず日本を目指した。例えば、2002年のシンガポールにおける6トンの象牙および印章40,000本の押収は、1990年代半ば以来、正体を知られることもなく、膨大な量の象牙を日本および中国に成功裏に運び込んでいた巧妙に組織された密輸ネットワークが活動していたことを明らかにした³³。この押収とともに明らかになった文書は、日本に向けられた5つの積み荷が2000年から2002年にかけて成功裏に送り出されていたことを示している³⁴。1994年以来、このシンジケートによるとの嫌疑がある19の象牙の積み荷のうち、15はシンガポールが、4つは中国の広州が行先になっていた³⁵。しかしながら、南部アフリカおよびシンガポールで収集された情報によれば、シンガポールを目指した積み荷の多くの最終目的地は日本だったと確認できる³⁶。シンジケートや日本で象牙を受け取ったであろう船会社の捜査が日本の法執行機関によって行われたという事実は公にされたことがない。

さらに最近では、2006年8月28日、釜山(韓国)経由の貨物船で、2.8トンの分割された未加工象牙および未研磨の印材が大坂港で押収されている³⁷。

違法取引を助長する象牙管理制度の不正利用・濫用

日本の制度の抜け穴と弱体さのすべては悪用されやすい。EIAの調査は、象牙取引業者による不正・違法な行為が、至るところで当たり前のよう蔓延し、日本によるCITES遵守および国際社会によるアフリカで蔓延する象牙目的の密猟を食い止めるための努力を損なっていることを確かめた。

2015年夏、日本政府による全形牙登録制度の実効性を理解すべく、日本の象牙取引業者に対する秘密調査を実施した³⁸。調査員は、象牙取引業者たちが由来不明の象牙を無登録のまま買取ることを申し出、虚偽の内容の書類を作成して登録を確保している実態について、決定的な証拠を暴き出した。

調査員は37の象牙業者に接触し、それら無登録のホール・タスクを買い取る意思があるかどうかを確認すべく、調査を開始した。これらの業者は、最近、自身のウェブサイトでホール・タスクの買取りを広告し、または「Yahoo!ショッピング」、「Yahoo!オークション」、「楽天市場」、「楽天オークション」でホール・タスクの広告・出品を行っていた。調査員は、15年前すなわち2000(平成12)年頃に没した亡父が入手した象牙の売り先を探している一般市民として、象牙業者に接触した。なお、日本では、1989年にCITESで採択され、1990(平成2)年に発効した取引禁止以前に輸入された象牙のみが合法的に登録できる。

調査された37業者のうち、11業者は露骨な違法行為に出るよう、調査員に持ちかけた。11中4業者は、原材料としてそのまま切断ないし転売する目的で、無登録のまま象牙を買い取ろうとした。11中7業者は、事後に自ら虚偽登録する前

提で、無登録のまま象牙を買い取ろうとした。19の業者は、違法となる可能性が高い行為を勧めた。例えば、19中11業者は、調査員が虚偽の事実を述べて登録を受けられるよう登録手続を代行しようとした。19中8業者は、明示的または黙示的に、調査員が虚偽の事実を述べて登録を受けよう勧めた。数業者は、象牙は中国へ輸出されること、日本国内で活動する中国人バイヤーにその象牙を買い取らせることが可能であることを示唆した。

このように、全体の80%に当たる業者が、無登録象牙を国内市場に流入させるため、違法または違法となる可能性の高い助言やサービスをもちかけたことになる。法律を遵守した対応を示した業者は全体の20%にも満たなかった。

「創らなければならぬので。大体ありきたりな。」

「私も今まで500件、600件とお付き合いしていますが、後から調べに来たとか第三者の方に問い合わせがきたと言う話は1件も聞いていませんから。」

「文章は嘘、書くんですけどね。」

明るみになった日本の象牙取引の抜け穴

全形牙

- 全形牙を登録する際、その合法性を証明する書類を要求されることはない。
- 自用で占有する象牙については、登録義務はない。
- 全形牙のマーキングは要求されない。
- 登録機関が象牙を登録する際に、牙の現物検査をすることは許されていない。
- 登録手続は、登録申請者が提供する情報および写真へ依存している。

分割牙

- 全形牙と分割牙とを管理するシステムは、分断されている。
- 分割牙は、登録することも、マーキングすることも要求されない。
- 自用に占有する限りは、登録義務はない。
- (届出をした)象牙取引業者は、無届事業者に象牙を販売することが許されている。

製品

- インターネット取引については、ほとんど、あるいはまったく監視が行き届いていない。

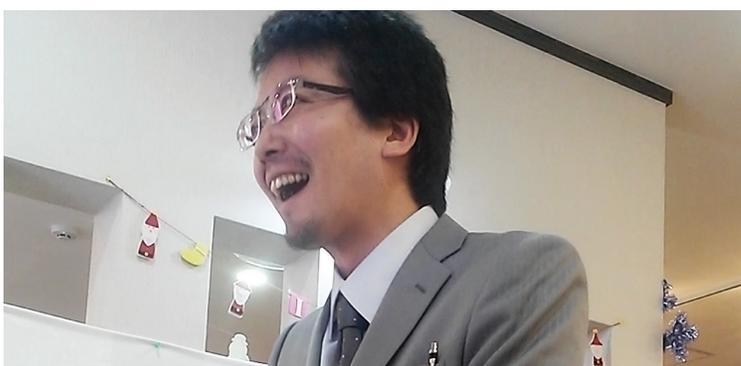
印章 アクセサリー 邦楽器部品



「(象牙を)売ってる、売ってる、いつも(中国人に)。」そして、「(象牙を)持って帰るルートがあって、そこに持って行って、皆そこにお金払って、(中国へ)持って帰る。」
- 日本アイボリー, EIA 2015.



"Illegal [ivory] is OK... Unregistered tusks are better... they are cheaper." - ウスイ商会, EIA 2015.



「本部の方は同じような感じで海外のバイヤー様…、うちもお客様以外で当店だけで4名様いらっしゃるの、多分それ以上にいるかとは思いますが。5名様目ですよね。」
「Eメールとかで、(中国に)戻られた状態でも見られるというものでも大丈夫だと思いがすが。」 - 質屋鑑定局, EIA 2015.



「僕らは全部売ってきたから。」
「日本に象牙もうなくなってきているもん。」
「だから、かなり上がったでしょ。どーんと。みんな中国でいろんなもん日本で買ってるから。」
「香港の人なんて、うちに来て、カットしてくれってもってくる。3分の1にカットしてそれをもって帰る。うちはそれはもうできないしね。前はしてあげたけど。(違法な輸出を)それすると認めたことになるから、できないからね。」 - 渡辺工芸, EIA 2015.

行先は中国: 日本からの象牙の密輸出

日本政府の弱体な管理と法律の法執行努力の完全な欠落は、日本から中国への象牙の違法取引を助長し、象牙の国際取引を防止しようとするCITESの取り組みの効果をそいでしまっている。最近のEIA調査によって収集された証拠によると、過去10年間の押収データが示すのは: 顕著な量の象牙が日本から中国へ違法に流出しているということである。

2010年以来、EIAは5.3トンの象牙が違法に日本から輸出され、それらの多くが中国の港で押収されたことを報告していた。これらの積み荷には、著しい量の全形象牙その他の未加工象牙、象牙製品とともに、しばしば毛皮、犀角、イッカクの角などが含まれていた³⁹。

2015年12月、EIAの調査員は、日本から中国への違法な象牙の輸出の程度と特徴について判断すべく、4名の日本人象牙取引業者と会った⁴⁰。調査員は、中国へ輸出する象牙を求めている中国人業者を装った。結果、4名の業者すべてが、象牙が違法に中国へ輸出されることを知りながら、象牙を売ることを調査員にオファーした。すべての取引業者は、これまでも、象牙が違

法に中国へ輸出される目的と知りつつ、定期的に象牙を中国人バイヤーに売っていた。

例えば、「渡辺工芸」という業者は次のように豪語する。「僕らは全部売ってきたから。」
「日本に象牙もうなくなってきているもん。」
「だから、かなり上がったでしょ。どーんと。みんな中国でいろんなもん日本で買ってるから。」
「香港の人なんて、うちに来て、カットしてくれってもってくる。3分の1にカットしてそれをもって帰る。うちはそれはもうできないしね。前はしてあげたけど。(違法な輸出を)それすると認めたことになるから、できないからね。」

別の業者である「日本アイボリー」は、次のように述べる。「(象牙を)売ってる、売ってる、いつも(中国人に)。」そして、「(象牙を)持って帰るルートがあって、そこに持って行って、皆そこにお金払って、(中国へ)持って帰る。」

調査の際に得られた証拠は、今日でも日本から中国への違法な輸出が盛んにおこなわれていることを示していた。「質屋鑑定局」という業者は、次のように述べる。

「本部の方は同じような感じで海外のバイヤー様…、うちもお客様以外で当店だけで4名様いらっしゃるの、多分それ以上にいるかとは思

います。5名様目ですよね。」
「Eメールとかで、(中国に)戻られた状態でも見られるというものでも大丈夫だと思いがすが。」

自然環境研究センターによる象牙違法取引の共謀

象牙登録制度を濫用する者は、象牙業者に限られない。EIAの調査員が2015年夏に実施した調査は、自然環境研究センターの職員が象牙の違法取引を促進していることを暴いた⁴¹。

自然環境研究センターの担当官は、調査員が象牙を無登録のまま違法に売ることを決意した場合は、「言い切ってしまう。誰に何を言われても、言い切って。」と述べ、想定される警察の捜査に対してどのように抵抗すべきかを助言した。

別の会話では、自分の占有する象牙は1990年以前から持っているという法律上の要件には当たらない旨を説明したEIA調査員に対し、同じ自然環境研究センターの担当官が、どのようにして不正に登録するかについて助言している。この担当官は、象牙を合法化するためにどのように情報操作すべきかを、8回も繰り返して指導している。



贈答品人気商品
お得な特典付き

印鑑セット：開運印鑑高級象牙
2点セット（実印15mm、銀行
50,900円
509ポイント
送料無料

出品者：手彫りのはんこ 甲陽 Yahoo!店

このストアで商品を探す



10年保証
印鑑/本象牙印鑑 政府認定 印鑑
ケース付セット/手書き手彫り

5,432円

この商品の最安値を見る >

54ポイント
送料無料

★★★★★ 4件

出品者：印鑑とハンコケースの花紋印章

このストアで商品を探す



印鑑セット：開運守護印鑑高級
象牙3点セット（実印15mm、

60,700円
607ポイント
送料無料

出品者：手彫りのはんこ 甲陽 Yahoo!店

このストアで商品を探す



印鑑セット：開運守護印鑑高級
象牙3点セット（実印16.5mm

70,400円
704ポイント
送料無料

出品者：手彫りのはんこ 甲陽 Yahoo!店

このストアで商品を探す



印鑑 実印 象牙印鑑18mm
丸ケース付 銀行印 印鑑登

20,000円 10円券全
200ポイント
送料無料

★★★★★ 1件

出品者：はんこ屋 氷室工房

このストアで商品を探す



印鑑/象牙並材/実印/銀行印/
認印/印鑑ケース付/印鑑

8,800円
88ポイント
送料無料

itab_ex=commerce&ulv=on&view=grid&slider=0&used=0&seller=0&brandid=2039



380円
黒か白か？
送料無料で印鑑+おまけケース
付 三文判・銀行印・はんこ・

410円
4ポイント
送料無料



印鑑 実印 象牙 銀行印『実印
本象牙印鑑2本セット』

31,500円 10円券全
315ポイント
送料無料



印鑑,認印,象牙10.5mm印鑑,
はんこケース付 男性 女性 実印

4,500円 10円券全
45ポイント
送料無料



印鑑,銀行印,象牙12mm印鑑,
はんこケース付 男性 女性 実印

8,800円 10円券全
88ポイント
送料無料

Yahoo!ショッピングで購入できる象牙商品の検索画面、EIA 2016。

ヤフオク!:世界最大の象牙オンライン小売業者

日本における象牙のインターネット販売は、売り上げが上昇し、2013年にはネット販売に関連する法規制について若干の強化策がとられたにもかかわらず、無登録の象牙がショッピング・サイトやオークション・サイトで日常的に販売されている。さらに、インターネットとくにヤフオク!で販売された象牙が中国に違法に輸出されて当地で発覚した事例が少なくとも2件ある^{42,43}。インターネットによる象牙取引の日本における急増は、日本政府による監視の不十分さと、その能力

または意思の欠如のために違法な象牙取引に対する法律の執行のための意味のある措置がとられていないこと、格好の実例である。

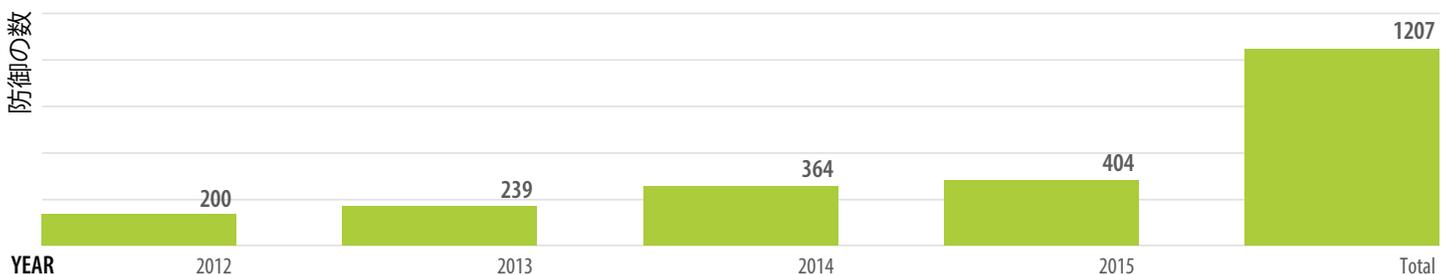
象牙の世界最大のインターネット小売業者は、ヤフーである。2005-2015年の間に、ヤフオク!のみで3,230万米ドル(33億円)の落札がなされ、うち3,000万米ドル(31億円)は2008年以降の8年間の実績である。2015年の落札金額は、単年で700万米ドル(7億1500万円)に達している⁴⁴。

この落札実績は、上昇一方の全形牙の落札も含む。2015年には、近年最大の438本の全形牙がヤフオク!で落札されている(図B参照)。これ

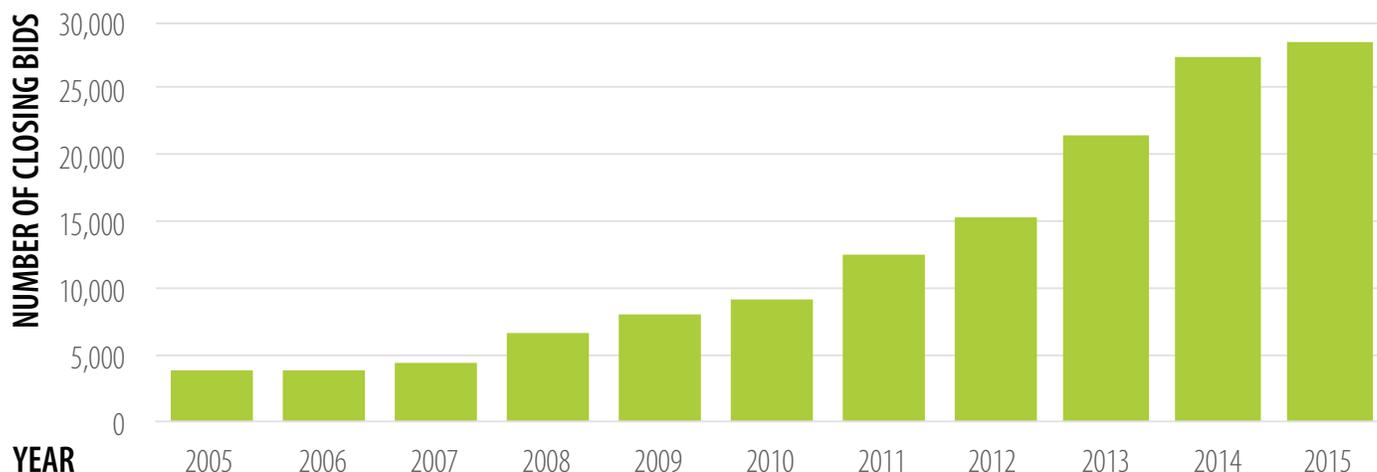
らの事実、ヤフオク!が、総落札件数、総落札金額、全形牙の落札量のすべてについて、2015年に最大の象牙落札実績を記録したことを意味する。

ヤフオク!においては、2005年にはおよそ3,800件の象牙商品の落札があったに過ぎなかったが、2015年までには28,000件にまで増加している(図C)。

図B: ヤフオク!で、2012-2015年の間に落札された全形牙の本数



☒ C: ヤフオク!における「本象牙」の落札件数



オークション・サイトに加え、日本国内最大のネット・ショッピングである楽天市場およびYahoo!ショッピングにおいても、象牙販売の広告数が増えている。しかし、これら象牙のオンライン販売業者の多くは、警察による摘発に見られるように、法律上求められているもっとも基礎的な事項さえ遵守できていない。

2015年8月のある日、Yahoo!ショッピングおよび楽天市場ではそれぞれ約6,000件の象牙商品の広告がなされていた。両ショッピング・サイトにおける広告商品の価格は、合わせて510万米ドル(6億3000万円)となる。少なくとも、93%の広告は印章に関するものであった。印章は、違法

象牙からおびただしい量が製造されている象牙製品として知られている。

2013年、日本政府は、インターネット販売において利用される法の抜け穴に対処すべく、種の保存法を改正して登録全形牙の広告に対する規制を導入した。この新しい規制は、インターネット上の広告を含め登録全形牙を広告する場合は、「登録を受けていること」および登録記号番を表示することを義務付けるものである。この規制が施行されたのが2014年7月1日であるからその後一年半が経過していることになるが、残念ながらことに遵守状況は悪いままである。直近の期間の不遵守の割合はほぼ60%である⁴⁷。

EIAは、繰り返し、ヤフー(日本法人)およびYahoo!(米国法人)に対して象牙のインターネット取引をやめるよう訴えたが、聞き入れられなかった。ソフトバンクグループが、その関連会社とともにヤフー株式の43%を保有する一方(ソフトバンクグループは、米国携帯会社スプリントの支配株主でもある)、Yahoo!は、その35.5%を保有する⁴⁸。Yahoo!もソフトバンクグループも、ヤフーに象牙や鯨肉・イルカ肉の取引をやめさせるように、と膨大な数の要請を受けているが、それを拒否している。



日本象牙美術工芸品組合連合会 元会長 高市景夫は2011年に逮捕された。
PHOTO CREDIT: FUJI NEWS NETWORK.

ボックス2: 違法象牙の買い入れにより有罪となったタカイチ(象牙製造)

日本最大の象牙印材卸であるタカイチ(象牙製造)は、58本の無登録の全形牙を違法に買取ったとして、2011年に警視庁に逮捕された。タカイチは2005年から2010年の間に推定1,622本の無登録全形牙を違法に買取り、それらから象牙印章を製造していた⁴⁵。この期間にタカイチが買取った違法全形牙の量は、同期間に印章製造に回ったと考えられる登録全形牙の本数の87%に相当する。タカイチの前会長である高市景夫は、その息子、その他の従業員とともに、58本の違法象牙の買取りについて起訴されたが、執行猶予付の1年の懲役刑、会社は12,500米ドル(100万円)の罰金刑を言い渡されたに過ぎなかった⁴⁶。



結論および提言

日本で販売されている象牙. EIA 2015.

日本は、違法取引、出所の記録がない象牙の不正登録、中国および他のアジア諸国への違法な象牙輸出に目をつぶり、CITESからの象牙取引管理に関する要求事項を遵守してこなかった。経済産業省に届出をするという基本中の基本である遵守事項さえ、象牙業者たちは、久しく平然と無視し、経産省の関与もなく、ヤフオク!や楽天のサイトで何年にもわたって多数の象牙業者が商売をしてきた。日本の合法化された国内象牙市場の効果的管理と、象牙の違法取引の摘発における失敗は、アフリカゾウに対する直接的な脅威となっている。

日本における合法化された象牙取引は、象牙需要を刺激し、法執行をほぼ不可能にしてきた。日本における象牙消費は、印章を主に、インターネット上での象牙取引の成長に裏付けられるとおり、この10年間、安定して増加してきた。日本は、2002-2013年の間に65%が密猟で消し去られた⁴⁹、絶滅の危機にあるアフリカのマルミゾウから採取するハード・アイボリーへの特別な志向と強い需要を持ち続ける唯一の国でもある⁵⁰。

主としてアフリカの団体からなる20以上の自然保護団体は今、日本に対し、永久に象牙市場を閉鎖するよう求めている⁵¹。2016年8月、これらの団体は、「アフリカ開発会議」(TICAD)が開催

されるに際して発表した日本とケニアの元首に対する声明の中で、日本による違法な象牙取引に懸念を示し、以下の事項を求めている。

- 日本は、象牙需要を消滅させるために、合法化された国内象牙市場を永遠に閉鎖し、とくに象牙を取引するインターネット取引については、これを閉鎖させるための積極的な措置をとること。
- 日本は、不正登録と違法象牙のロンダリングを許す抜け穴を防ぐために象牙登録をただちに停止すること。
- 日本は、「ゾウ保護イニシアチブ」(EPI)を支援すること
- 日本は、ゾウの保全計画に対する協力、並びに共同捜査や国際司法共助による日本へ向けられた象牙の違法取引への対策を強化すること
- 日本の総理大臣および同夫人は、日本における象牙の売買をやめること、および密猟および象牙取引を失くすことによってゾウを救うことの重要性を日本人に教育・普及するキャンペーンを主導することについて、共同で声明を出すこと

しかし、日本は、CoP17において、関係当事者の任意に基づく、より良い運用に大部分を依拠した、国内取引規制およびその他取引管理の運用を改善することを、「再確認」しようとしている。日本は、効果的な象牙取引管理を行うために、この20年間、意味のある取引管理を打ち立てることができず、その意思もなかった。もはや、さらなる「再確認」をすべきときではなく、今こそ決然とした行動をとり、日本および象牙消費国すべてにおける象牙取引を終わらせるべきときである。したがって、CoP17において、EIAは、日本に国内象牙市場を第69回常設委員会までに閉鎖することを求めるとともに、日本を「一次懸念国」に指定し、国別象牙行動計画(NIAP)を緊急に策定させる決定が採択されるよう求める⁵²。EIAはまた、予防原則にのっとった以下の提案を支持する。

- CoP17 Doc. 57.2「国内象牙市場の閉鎖」
- CoP17 Doc. 57.3「象牙在庫：決議Conf.10.10 (Res. Conf. CoP16)『ゾウの個体等の取引』改正の提案」
- CoP17 Doc. 84.2「象牙取引手続のための意思決定の仕組み」

引用文献

1. Great Elephant Census (2016).
2. EIA Briefing – Elephants. RECOMMENDATIONS REGARDING CERTAIN AGENDA ITEMS FOR CITES COP17. Available at: https://eia-international.org/wp-content/uploads/Part-II_EIA-Briefing-on-Elephants-for-CITES-COP17_Jul-29-2016.pdf
3. Kiyono, H. (1997). The Ivory Trade in Japan. In: STILL IN BUSINESS: The Ivory Trade in Asia, Seven Years After the CITES Ban.. S. Nash, Ed. **Traffic**.
4. Milliken, T. (1989). "The Japanese trade in ivory: tradition, CITES and the elusive search for sustainable utilization." In: The Ivory Trade and Future of the African Elephant, S. Cobb, Ed. Oxford: Ivory Trade Review Group. Traffic Japan
5. U.S. Senate Report (1998), "African Elephant Conservation Act Reauthorization." S.Rept. 105-222. U.S. Government Publishing Office. Available at: <https://www.congress.gov/congressional-report/105th-congress/senate-report/222/1>
6. Kiyono, H. (2002). "Japan's Trade in Ivory after the Tenth Conference of the Parties to CITES." Traffic East Asia-Japan.
7. Mills, J.A. (2015) **Blood of the Tiger: A Story of Conspiracy, Greed, and the Battle to Save a Magnificent Species**. Beacon Press, Boston. Page 67.
8. CITES (2008). "Ivory auctions raise 15 million USD for elephant conservation." Press Release. Available at: https://www.cites.org/eng/news/pr/2008/081107_ivory.shtml.
9. Solomon Hsiang & Nitin Sekar (June 2016), **Does Legalization Reduce Black Market Activity? Evidence from a Global Ivory Experiment and Elephant Poaching Data**, NBER Working Paper No. 22314.
10. CITES (2013). "Trade in elephant specimens". Resolution Conf. 10.10 (rev. Cop16). Available at: <https://www.cites.org/eng/res/10/10-10R16.php>
11. CITES (2006). "Fifty-fourth meeting of the Standing Committee Geneva (Switzerland)." SC54 Doc. 26.1 (Rev. 1), available at: <https://cites.org/sites/default/files/eng/com/sc/54/E54-26-1.pdf>.
12. Kiyono 1997
13. Kiyono 2002
14. Traffic, WWF. (2006). "Joint briefing for the 54th Meeting of the CITES Standing Committee". Available at: file:///C:/Users/Intern percent20HFC percent20Forest/Downloads/wwf_traffic_cites_sc54_briefing_final.pdf
15. Ishihara, A. Kanari, K. Saito, T. Takahashi, S. (2010). "The State of the Wildlife Trade in Japan". **TRAFFIC**.
16. 松本智美, 2015, 日本におけるインターネットでの象牙取引 現状と対策, トラフィックイーストアジアジャパン
17. Kitade, T., Toko, A., (2015). "Setting Suns: The Historical Decline of Ivory and Rhino Horn Markets in Japan". TRAFFIC. http://www.trafficj.org/publication/16_Setting_Suns.pdf
18. CITES (2006). "Fifty-fourth meeting of the Standing Committee Geneva (Switzerland)." SC54 Doc. 26.1 (Rev. 1), available at: <https://cites.org/sites/default/files/eng/com/sc/54/E54-26-1.pdf>.
19. CITES (2006). "Fifty-fourth meeting of the Standing Committee Geneva (Switzerland)." SC54 Doc. 26.1 (Rev. 1), available at: <https://cites.org/sites/default/files/eng/com/sc/54/E54-26-1.pdf>.
20. 種の保存法に基づいて閣議決定された「希少野生動物種保存基本方針」(法第6条第1項)は、CITES附属書掲載種のうち「附属書IIに掲載された種。ただし、我が国が留保している種を除く」ものを「国際希少野生動物種」に選定すると定めている。種の保存法にもとづく特定国際種に対する国内取引規制には、譲渡し、譲受け、引渡し、引取りの禁止(有償、無償を問わない)、種の保存法第12条第1項)、販売・頒布目的の陳列・広告の禁止(同法第17条)が含まれる。また、譲渡し等の規制および陳列・広告規制に実効性を与えるための諸々の手続的規制を含めた意味でも国内取引規制と呼ぶことがある。
21. 登録関係事務は、環境大臣の登録を受けた者に行わせるものとされている(法第23条第1項)。これまでに環境大臣の登録を受けた「登録機関」は、一般財団法人自然環境研究センターのみである。登録を受けていない全形牙の譲渡し等は禁止されている(種の保存法第12条第1項)。
22. 同じく登録を受けていない全形牙を販売・頒布する目的で陳列・広告すること(ショッピング・サイトでの広告、オークション・サイトへの出品を含む)も禁止されている(同法第17条)。
23. 種の保存法第22条第1項
24. 「象牙を(条約の適用前に)国内で取得し、または国内に輸入した者が記載した当該取得または輸入にかかる経緯を明らかにした書類」(種の保存法施行規則第11条第1項2号)
25. 「ただし、その添付が難しい場合は、これに代えて取得経緯を証明する書類を添付することができる。」(種の保存法第20条第2項、同規則第11条第1項但書)。
26. 環境省, 2002, 絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律第20条第1項の規定に基づく国際希少野生動物種の個体等の登録に当たっての運用方法の改善について(回答), 環自野第549号 平成14年1月18日 環境省自然環境局野生生物課長
27. CITES (2007). "Review of the Proposals Submitted by Botswana, Namibia and Zimbabwe to Transfer their National Populations of LOXIDANTA AFRICANA From CITES Appendix I to Appendix II, Report of the CITES Panel of Experts on African Elephants, 7 February 1997."
28. Kiyono 1997
29. Ibid.
30. Miliken, 1989
31. Ibid.
32. Miliken 1989, Appendix 1
33. EIA (2002). "Back in Business". Available at: <http://eia-international.org/back-in-business>.
34. Ibid.
35. Ibid.
36. Ibid.
37. Sakamoto, M. (2010). Elephant poaching? None of our business: Influence of Japanese ivory market on illegal transboundary ivory trade. **Japan Tiger and Elephant Fund**. Available at: <http://www.jtef.jp/english/text.html>
38. Environmental Investigation Agency (2015). Japan's Illegal Ivory Trade and Fraudulent Registration of Ivory Tusks. Available at: <http://eia-global.org/news-media/japans-illegal-ivory-trade-and-fraudulent-registration-of-ivory-tusks>.
39. Traffic. (2015). Beijing Forest Police smash major wildlife trafficking ring. Available at: <http://www.traffic.org/home/2015/10/12/beijing-forest-police-smash-major-wildlife-trafficking-ring.html>
40. EIA (2016). Japanese Traders Offer Ivory Tusks to Chinese Buyers for Illegal Export. Press release. Available at: <http://eia-global.org/news-media/japanese-traders-offer-ivory-tusks-to-chinese-buyers-for-illegal-export>.
41. EIA (2016). Japanese Wildlife Official Promoted Illegal Ivory Trade. Press release. Available at: <http://eia-global.org/news-media/japanese-wildlife-official-promoted-illegal-ivory-trade>.
42. Beijing Daily. (2013). Chinese Customs Crack down on Ivory Smuggling. (in Chinese). Available at <http://www.cnarts.net/cweb/news/read.asp?id=264355&kind=%D2%D5%CA%F5>
43. Meizi, L. (2014). Couple sentenced after smuggling more than 3,000 kilograms of ivory from online shopping. Xinhuanet. (in Chinese) Available at: http://news.xinhuanet.com/legal/2014-08/06/c_1111962557.htm
44. Data on closing bids of "hon zouge" were obtained from a download service site, Aucfan (<http://aucfan.com/>).
45. 坂元雅行 2013. 象牙印章流通の裏側 日本における象牙の構内流通管理と「種の保存法」の問題点. トラ・ゾウ保護基金
46. The Asia Times (2013). "Tusks' origins are too easy to hide." Available at: <http://www.thetimes.co.uk/tto/news/world/asia/article3675641.ece>.
47. (JTEF 2016 in litt.)
48. Yahoo! Japan's Shareholder Information, as of March 31, 2016. Available at: <http://ir.yahoo.co.jp/en/holder/status.html>. Accessed August 29, 2016.
49. Nishihara, Tomoaki (2012). Demand for forest elephant ivory in Japan. Pachyderm No. 52 July–December 2012.
50. Maisels F, Strindberg S, Blake S, Wittemyer G, Hart J, et al. (2013) Devastating Decline of Forest Elephants in Central Africa. PLoS ONE 8(3): e59469. doi:10.1371/journal.pone.0059469. Revised data release: New Data Shows Continued Decline of African Forest Elephants (2013) Wildlife Conservation Society press release, available at: <http://www.wcs.org/press/press-releases/new-data-on-forest-elephants.aspx>.
51. African, Japanese and international conservation NGO's call on President Kenyatta and Prime Minister Abe to agree on measures to save the African elephant. (2016) Available at https://gallery.mailchimp.com/3020c8a54e53b0491d74af64c/files/Final_Joint_conservation_Statement_TICAD.pdf
52. EIA Briefing – Elephants. RECOMMENDATIONS REGARDING CERTAIN AGENDA ITEMS FOR CITES COP17. Available at: https://eia-international.org/wp-content/uploads/Part-II_EIA-Briefing-on-Elephants-for-CITES-COP17_Jul-29-2016.pdf



EIA - WASHINGTON, DC

P.O. Box 53343, Washington, DC 20009, USA

TEL +1 202 483 6621

FAX +1 202 986 8626

EMAIL info@eia-global.org

WWW.EIA-GLOBAL.ORG

EIA - LONDON

62/63 Upper Street, London N1 0NY, UK

TEL + 44 (0) 20 7354 7960

FAX + 44 (0) 20 7354 7961

EMAIL ukinfo@eia-international.org

WWW.EIA-INTERNATIONAL.ORG

